

## 令和 7 年度保育士修学資金募集要項（就職準備金のみ貸付）

岐阜県社会福祉協議会では、質の高い保育士の養成および人材確保に資することを目的とし、保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行っておりますが、さらなる保育士の確保を目的とし、保育士修学資金貸付の学費相当分の貸付を受けていない方に対し、保育職への就職準備に必要な諸活動を行うための費用の貸付を行います。

この貸付金は、養成施設卒業後、保育士として岐阜県内で 5 年間保育業務に従事する等、返還免除要件を満たした場合、返還が免除されます。

◇申請受付期間 令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 30 日（金）【必着】

◇募 集 人 員 40 名程度

◇貸 付 額 就職準備金（20 万円以内〔卒業年度に貸付〕）

◇対 象 者 次のいずれにも該当する方

- ① 保育士養成施設（通信制は除く）に在学し、今年度最終学年に進級された方
- ② 原則として岐阜県内に住民票を有する方  
以下の場合には岐阜県内に住民票がなくても申請することができます  
・岐阜県外の方で、岐阜県内の養成施設に在学されている方  
・岐阜県外の養成施設へ進学のために岐阜県内から住民票を異動された方
- ③ 学業が優秀な方
- ④ 家庭の経済状況などから真に本修学資金の貸付が必要な方
- ⑤ 他都道府県が実施する修学資金、または他団体（日本学生支援機構を除く）から保育士修学に関する同種の資金を借受けていない方
- ⑥ 養成施設卒業後に、保育士として岐阜県内の保育施設等で 5 年間保育士業務に従事しようとする意志を有する方

◇返還免除要件 次の要件に該当すると認められる場合、貸与した貸付金の返還を全額免除します。  
保育士養成施設を卒業した日から 1 年以内に、保育士登録を行い、岐阜県内の指定施設（保育所や認定こども園等）において、5 年間継続して（過疎地域及び中山間地域等で従事した場合または中高年離職者の場合は 3 年間）保育士業務に従事した場合

◇申請方法 貸付を希望する対象者は、保育士養成施設を経由して、岐阜県社会福祉協議会に申請してください。（様式は養成施設から入手、もしくは本会ホームページからダウンロードしてください。）

（１）貸付希望者が提出する書類

① 「保育士修学資金貸付申請書」（規程第１号様式）

② 「学業成績証明書」

※在学する養成施設のものを添付すること

③ 「保育士修学資金保証書」（細則第１号様式）

※連帯保証人は原則として岐阜県内に住所を有し、かつ独立の生計を営む者とする。連帯保証人の所得に関する書類及び印鑑登録証明書を添付すること

④ 世帯の所得等に関する各種証明書類

※生計を一にする家族全員（収入のない者を除く。）の所得課税証明書（市町村長が発行する、市町村民税所得割課税額が確認できるもの）

⑤ 申請者世帯全員及び連帯保証人の住民票

※マイナンバーの記載のないもの、申請書提出日からみて３ヶ月以内に発行の原本

（２）養成施設が提出する書類

① 「保育士修学資金推薦状」（規程第２号様式）

② 申請者一覧表（任意様式）

◇今後の日程（予定）

6月中旬 貸付審査会の開催

6月末 貸付者の決定（審査結果、決定通知書を養成施設あてに送付）

7月中旬 貸付決定者の書類提出締め切り（養成施設で取りまとめ、本会に提出）

7月末 送金

※本資金は予算の範囲内で貸付を行うものであり、貸付決定を約束するものではありません。貸付決定には、審査があります。

また、本資金は返還免除型の貸付金です。要件を満たせない場合は返還となります。制度をご理解いただいたうえでお申し込みください。

岐阜県保育士修学資金についての要綱、規程、細則等は、「保育士修学資金の貸付を受けられる方の手引き」または岐阜県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 福祉人材総合支援センター  
〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良２丁目２番１号 岐阜県福祉・農業会館３F  
TEL：058-201-1564(担当：三谷)  
E-mail：[hoikushugaku@winc.or.jp](mailto:hoikushugaku@winc.or.jp)